

答 申

第1 諮問を受けた事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う狛江市個人情報保護条例等の改正について

第2 審議の経過

審議会は、令和4年6月20日に上記の諮問事項について審議を行った。

第3 審議会の判断

審議会は、担当課である政策室から諮問事項について説明を求め、質疑応答した結果、次のように判断する。

1 狛江市個人情報保護条例改正（案）骨子について

- (1) 本件は、令和3年法律第37号で国の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から市も法の適用を受けるため、狛江市個人情報保護条例（平成13年法律第1号）を法の施行条例に改正するものである。
- (2) 法によって市の裁量が認められている事項が規定されているため、検討を行った結果、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の各請求についての決定までの期間についての事項、開示手数料についての事項並びに個人情報保護審議会を設置する事項等については、現行の狛江市個人情報保護条例において規定されている内容や狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）で規定されている内容を鑑み、法の内容ではなく、条例において独自に規定すべき内容と判断する。
- (3) 以上の事項について盛り込まれている狛江市個人情報保護条例改正（案）骨子については、別紙のとおり了承する。

2 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例改正（案）骨子について

- (1) 本件は、これまで狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）については、狛江市個人情報保護条例に合わせた形式で規定していたが、前述のとおり狛江市個人情報保護条例（平成13年法律第1号）を法の施行条例に改正するにあたり、同時に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の施行条例に改正するものである。
- (2) マイナンバー法によって条例で規定すべき事項とされている事項はもとより、市の裁量が認められている事項が規定されているため、検討を行った結果、開示請

求、訂正請求及び利用停止請求の各請求についての決定までの期間についての事項、開示手数料についての事項並びに個人情報保護審議会へ諮問する事項等については、現行の狛江市個人情報保護条例において規定されている内容や狛江市情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号）で規定されている内容を鑑み、マイナンバー法で準用することとなっている法の内容ではなく、条例において独自に規定すべき内容と判断する。

- (3) 以上の事項について盛り込まれている狛江行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例改正（案）骨子については、別紙のとおり了承する。

#### 第 4 審議会の結論

諮問事項については、個人情報の保護に関する法律の改正の内容も含め、市民に広く周知を図ることを条件として、諮問事項を認める。

## 狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子

### ◆背景

令和3年法律第37号で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から市も法の適用を受けることとなったため、これまでの狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）を法の施行条例に改正します。

### ◆狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子

（趣旨）

- この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 法に定めるところによることを明記する。

（開示請求に対する決定手続）

- 実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

（開示手数料及び開示手数料の減免）

- 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。

公文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。

		写し（多色刷り）1枚につき50円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）	光ディスクに複製したもの	日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき50円	複製したものの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。

- 実施機関が保有個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 既に納付された開示手数料は、還付しない。

（訂正請求に対する決定手続）

- 実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

（利用停止請求に対する決定手続）

- 実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

#### （狛江市個人情報保護審議会）

- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く市長の諮問機関として、狛江市個人情報保護審議会を置く。
- 審議会は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号）第13条第4項の規定による市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
- 審議会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
  - （1）市民 4人
  - （2）学識経験者 2人
- 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （運用状況の公表）

- 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

#### （委任）

- この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
施行条例（案） 骨子

◆背景

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）について、これまで狛江市個人情報保護条例と同じ形式をとってきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う狛江市個人情報保護条例の改正に合わせ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）の施行条例に改正します。

◆狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案） 骨子

（趣旨）

- この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 法に定めるところによることを明記する。

（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）

- 法第9条第2項の条例で定める事務を別表の形で規定する。

実施機関	行う事務	事務を行う際に利用する特定個人情報
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		失業等給付関係情報であって規則で定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		障害児入所給付費支給関係情報であって規

		則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別障害給付金関係情報であって規則で定

		めるもの
		特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの
		めるもの
		学校保健安全法に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの
		休業補償等支給関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

（開示請求に対する決定手続）

- 実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

（開示手数料及び開示手数料の減免）

- 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。

公文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
	写し（多色刷り）1枚につき50円	写しの交付のとき。

マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）	光ディスクに複製したもの	日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの 1枚につき50円	複製したものの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。

- 実施機関が保有特定個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 既に納付された開示手数料は、還付しない。

（訂正請求に対する決定手続）

- 実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

（利用停止請求に対する決定手続）

- 実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止

請求者に対して、利用停止請求者に係る保有特定個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

（個人情報保護審議会への諮問）

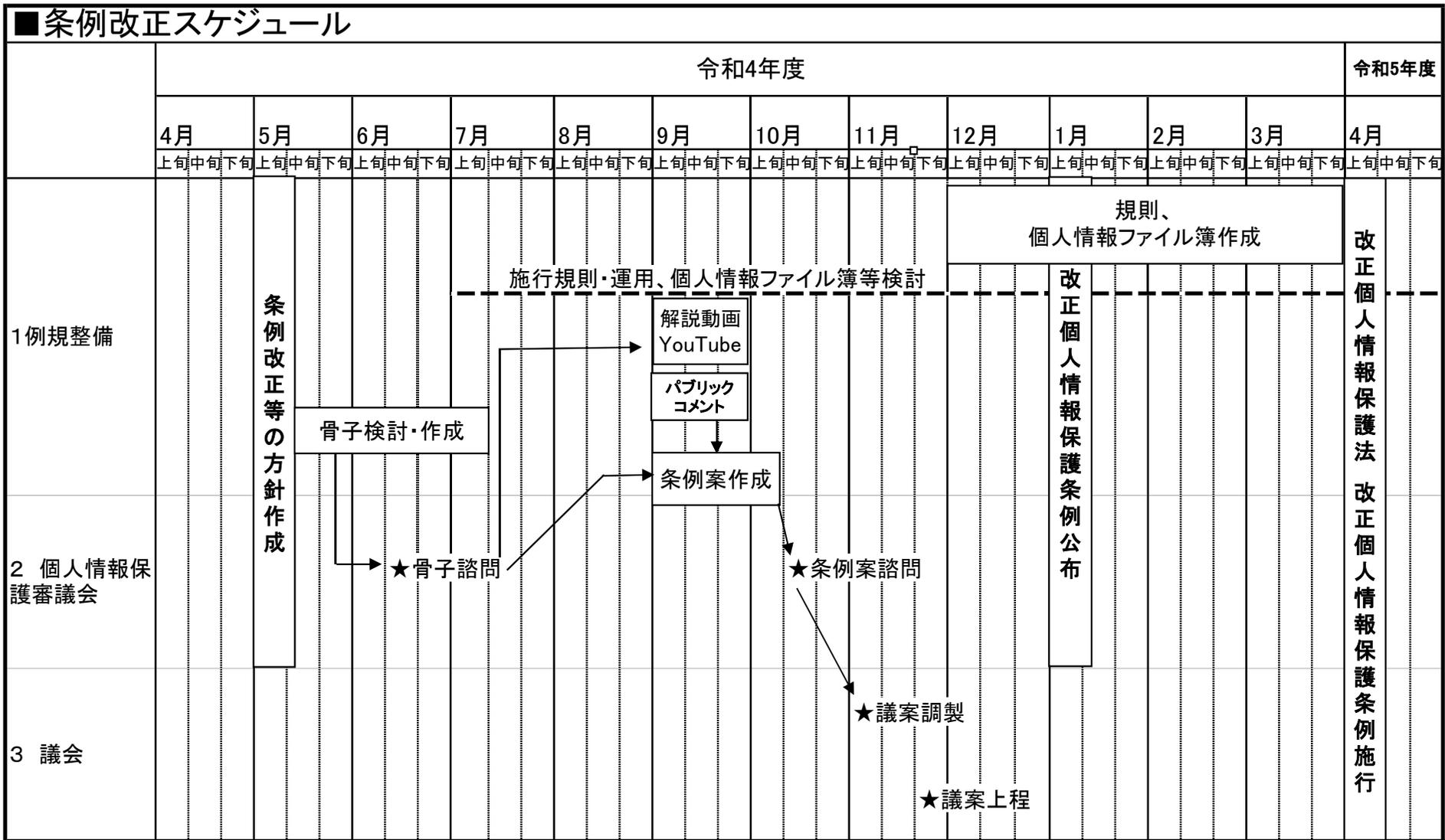
- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、狛江市個人情報保護法施行条例で設置する狛江市個人情報保護審議会へ諮問することができる。

（運用状況の公表）

- 実施機関は、特定個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

（委任）

- この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



1. 件名	狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子及び狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）骨子に対するパブリックコメント
2. 目的	個人情報の保護に関する法律の改正により、市も個人情報の保護に関する法律が適用され、個人情報保護委員会の管理監督下に入ること等から、狛江市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）及び狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 19 号）を改正するに当たり、広く意見を反映させるため実施する。
3. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に住所を有する者</li> <li>(2) 市内に存する学校に在学する者</li> <li>(3) 市内に事務所又は事業所を有する者</li> <li>(4) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> </ul>
4. 実施期間	令和 4 年 9 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日
5. 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策室への書面による提出</li> <li>(2) 郵便による送付</li> <li>(3) ファクシミリによる送信</li> <li>(4) 電子メールによる送信</li> <li>(5) 狛江市公式ホームページ専用フォームによる送信</li> <li>(6) LoGo フォームによる送信</li> </ul>
6. 意見の他に提出が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住所</li> <li>(2) 氏名</li> <li>(3) 3（2）に該当する者は、在学する学校名</li> <li>(4) 3（3）又は（4）に該当する者は、事務所又は事業所の名称及び住所</li> </ul>
7. 市民説明会の日程・場所	実施予定なし
8. 特記事項	パブリックコメント実施期間中、市公式 YouTube チャンネルにて、説明動画を配信する。